



2017 年 4 月 1 日号

目次

(W&B No. 201704CY)

1. 商標出願等手数料値下げ(2017 年 4 月 1 日施行)

【1】 商標出願手数料値下げ、行政手続き手数料の改定(2017 年 4 月 1 日施行)

商標局は財政部の決定を受けて、3 月 30 日付、新料金を下記の通り公示し、4 月 1 日より適用する。商標出願以外に、審判請求、異議や無効申立、更に、更新出願や各種手続き費用も値下げされた。

	費用項目	新料金	旧料金
1	商標登録出願	300 元 (基本指定商品・役務 10 個まで、10 個以上 1 個あたり 30 元)	600 元 (基本指定商品・役務 10 個まで、10 個以上 1 個あたり 60 元)
2	商標登録証再発行	500 元 (含遺失声明発行手数料)	1,000 元 (含遺失声明発行手数料)
3	登録商標譲渡手続き	500 元	1,000 元
4	登録商標更新出願	1,000 元	2,000 元
5	登録商標更新延滞出願	250 元	500 元
6	商標審判請求	750 元	1,500 元
7	変更	250 元	500 元
8	商標証明書請求	50 元	100 元
9	団体商標登録出願	1,500 元	3,000 元
10	証明商標登録出願	1,500 元	3,000 元
11	商標異議申立	500 元	1,000 元
12	商標取消申立	500 元	1,000 元
13	商標使用許諾契約登記	150 元	300 元

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201703/t20170330_176125.html

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

